

【秋田県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>大雨、大雪等に関する特別警報に関する基準を数値などで具体的に示すとともに、当県に影響があった過去の災害で該当する事例があれば例示していただきたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、気象庁ホームページに7月31日に公開しました。</p> <p>また、数十年に一度という極めて稀な現象に対して特別警報を発表することとしており、秋田地方気象台から秋田県内で起きた過去の災害事例等について既に説明させていただいております。</p> <p>直近の事例として、今年8月9日の大雨が特別警報の対象事例と考えており、秋田地方気象台ホームページに「秋田県災害時気象資料」として、気象経過や発表した情報について掲載しています。</p>
<p>大雨に関する特別警報の発表地域について、都道府県内の全ての警報発表市町村を対象とするようであるが、「警報基準をはるかに超える異常な大雨」という趣旨を踏まえ、特に警戒すべき市町村のみを対象として発表していただきたい。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行ってまいります。</p>

※気象庁ホームページの[よくある質問]のページに掲載している趣旨のご意見・ご要望についてはそちらに掲載